

番号	1 1
項目	障害児に関わる教職員の特別健康診断において、頸肩腕症や腰痛で要観察以上の診断が出された教職員の業務を軽減すること。
<p>(回答)</p> <p>勤務の軽減措置につきましては、各校種の定数事情及び予算上の問題からみて非常に困難な状況でございます。各学校園において、校務分掌の変更など、必要に応じて適切な措置を行っていただいているものと考えております。</p> <p>なお、医師の診断書に基づき病気休暇を取得することとなり、講師の配置要件を満たす場合については、学校園からの報告に基づき、講師の配置を行っているところであります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	14
項目	特別支援教育サポーターの賃金・労働条件の改善を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市ではこれまでより、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進するとともに校内における特別支援教育の充実に向け、「特別支援教育サポーター」配置事業を実施しております。</p> <p>特別支援教育サポーターの賃金日額につきましては、平成27年度に4,190円（特別支援教育補助員・教育活動支援員の賃金日額）から4,500円に改定しました。さらに、大阪府の最低賃金の改定に伴い、平成29年9月30日に、日額4,500円から4,600円に、平成30年10月1日に、日額4,600円から4,685円に、令和元年10月1日に日額4,685円から4,830円に増額しております。</p> <p>また、令和2年度より、国の会計年度任用職員制度導入に伴い、「特別支援教育サポーター」を会計年度任用職員として雇用し、報酬については、時間額1,102円～1,269円、週20時間勤務者88,160円～101,500円、週25時間勤務者110,200円～126,904円、週30時間勤務者132,240円～152,308円とし、職歴による加算を行っております。</p> <p>各種の社会保険制度につきましても、勤務日数等の状況に応じて適用し、交通費につきましては、月額報酬の職については、正規職員に準じて費用弁償として支給し、時間額の職については、1カ月を支給単位期間とする普通券の額により支給しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

番号	15
項目	特別支援教育コーディネーターの相談事業等による超過勤務実態を改善すること
<p>(回答)</p> <p>教育職員の勤務時間につきましては、大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則により、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分と規定されております。なお、教育職員は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により時間外勤務手当を支給することができないことから、原則として時間外勤務を命じないこととし、超勤4項目に該当する業務について、やむをえない場合のみ、時間外勤務を命ずることができるとされております。</p> <p>教育職員の勤務時間管理につきましては、平成31年1月に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。本市におきましても、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン(以下「プラン」という)」を策定し、プランの内容に基づき、教員の負担軽減の取組を進めてきたところです。</p> <p>また、令和2年3月には「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、各学校園に通知を行いました。</p> <p>引き続きプランや規則等を踏まえ、教職員の時間外勤務の縮減に向け、各学校園において適正な労働時間の管理に向けた取組を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当